

## X 内部質保証

### [1] 現状の説明

〈1〉大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

#### 1. 自己点検・評価活動の実施

「神奈川大学学則」第1条の2及び「神奈川大学大学院学則」第1条の2において、「本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、関係法令の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、これを公表するものとする。」と明記している。さらに、2009年度に受審した大学（認証）評価（以下、「認証評価」という。）の際、「組織ごとの恒常的な点検・評価活動」について指摘を受けて以来、恒常的な点検・評価活動を推進してきた。主な活動内容を以下に掲げる。

#### **2010年度の活動概要** 《資料X-1》

##### ・3つのポリシーの策定と教育研究上の目的の再確認

本学の全教職員が共通の理解・認識に立ち、教育に携わっていくことが重要であると考え、各組織の構成員が主体となり「3つのポリシー」すなわち、「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）」を全学部・学科、研究科・専攻で策定するとともに、既に策定していた「教育研究上の目的」を再確認した。

##### ・重点的な点検・評価項目に対する改善状況の確認

2009年度認証評価で指摘を受けた事項のうち、全学部・研究科に共通する点検・評価項目〔i）理念・目的の周知徹底、ii）授業アンケートの組織的活用、iii）シラバスの統一的な体裁と内容の充実、iv）組織ごとの恒常的な点検・評価活動〕の進捗確認を行った。（ivについては、研究所も確認対象とした。）

##### ・自己点検・評価報告書【改善方策】の進捗確認

認証評価の際に受けた助言はもちろん、評価結果中の総評で指摘を受けた内容、さらに自らが2008年度自己点検・評価報告書で掲げた改善提案等についても進捗確認を行った。

##### ・学内GPの掌握

自己点検・評価及び認証評価の反省として、各組織の優れた取り組みが水面下に埋もれアピールできなかったため、各組織が行っている特長的な取り組み、学内他組織の参考モデルとなる取り組み「グッド・プラクティス（GP）」の情報収集に努め、その結果を学内で公表した。

#### **2011年度の活動概要** 《資料X-2》

##### ・全学的な各種方針の策定

前年度の教育に関する方針策定に引き続き、「学修支援・生活支援・進路支援に関する方針」「障がいのある学生に関する方針」「学修環境・教育研究環境整備に関する方針」「国際化に関する方針」「研究に関する方針」「社会連携・社会貢献に関する方針」「事務組織及び職員人事政策の基本方針」「内部質保証の方針」という大学運営に重要な8つの全学的な方針を策定した。

#### ・大学基準協会からの助言を中心とした点検・評価活動

前年度に引き続き、2009年度認証評価で指摘された事項について確認した結果、年度内に6項目の改善が図られ、継続検討中の事案については審議経過を確認した。

#### ・重点項目を定めた点検・評価活動

教育の基本となる項目について重点的に点検・評価することが重要であることを全学的に確認し、「教育課程の体系的・順次性の確認」「授業時間、授業形態及び付与単位数の確認」「大学院におけるコースワーク・リサーチワークのバランスの検証」について点検・評価活動を実施した。

#### **2012年度の活動概要** 《資料X-3》

##### ・全学的な各種方針の策定と各組織レベルでの各種方針の策定

前年度に引き続き、全学的な方針として「求められる教員像」「教員組織の編制方針」を策定し、更に前年度に策定した「研究に関する方針」と併せ、これら3方針については学部・研究科レベルでも方針を策定した。

##### ・中期目標・行動計画・評価指標（以下、「中期目標・行動計画の3ヵ年計画」）の設定

PDCAサイクルを定着・促進させるためには一定期間で区切った目標の設定が必須と考え、各々の方針に基づいた2013～2015年度までの中期目標（ゴール）、行動計画（Plan）、評価指標（Check）を設定した。この中期目標・行動計画の3ヵ年計画の策定、推進、進捗の確認こそが、本学の組織的、恒常的且つ自律的な点検・評価活動の礎となることを想定している。

##### ・重点的な点検・評価活動と教育目標の策定

2009年度認証評価で指摘された事項の改善報告書を2013年7月に提出するため、引き続き改善状況の進捗確認を行った。また既に策定していた「教育研究上の目的」「ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」との関係性に留意しつつ「教育目標」を全学部・学科、研究科・専攻レベルで策定した。

##### ・法科大学院認証評価「自己点検・評価報告書」の編纂

法務研究科で推進してきたこれまでの「点検・評価活動」を踏まえ、「自己点検・評価報告書」を編纂し、翌年度の法科大学院認証評価受審に備えることとした。

#### **2013年度の活動概要** 《資料X-4》

##### ・2009年度大学評価に係る「改善報告書」の提出

継続的な自己点検・評価活動を実施した結果、履修上限単位の設定、履修要覧やシラバスの充実、「学校法人神奈川大学情報公開規程」《資料X-11》の制定等、具体的な改善活動を報告書にまとめ大学基準協会に提出した《資料X-24》。

##### ・中期目標・行動計画の3ヵ年計画の進捗状況確認

前年度に設定した中期目標・行動計画の3ヵ年計画に関する初年度の進捗報告を全組織に求め、自己点検・評価全学委員会がこれを確認した。また2年目以降の計画変更が生じる場合はPDCAサイクルの実行状況（Do）や改善または維持のための行動（Action）について、報告シートに加筆修正を促した。

##### ・教育に関する方針の見直し

各学部・研究科において教育に関する方針と教育課程・内容を継続的に点検することが教育の質の保証に繋がることから、既に策定している「カリキュラム・ポリシー（教育課

程編成・実施の方針)」を中心に教育に関する方針の確認を行い、一部の組織については、関連する方針の修正を行った。

#### ・法科大学院認証評価の受審

2008年度以来2度目となる法科大学院認証評価を受審し、法科大学院基準に適合するとの判定を受けた。

#### **2014年度の活動概要** 《資料X-5》

これまでの活動を継続し、中期目標・行動計画の3ヵ年計画の2年目の進捗把握に努めるとともに、教育に関する方針の適切性に関する確認を行った。また、2015年度には全学で認証評価を受審するため、「自己点検・評価報告書」を執筆すること等により、継続的な内部質保証活動を推進した。

### 2. 自己点検・評価結果の公表

#### 自己点検の公表

大学ホームページから閲覧できる「点検・評価」サイト《資料X-6 No.66》にて、各年度の総括を公表している。各組織からの報告書は構成員が相互に確認できるよう、教職員が閲覧可能な「自己点検・評価及び認証評価」サイト《資料X-6 No.56～60》に掲載している。

2009年度に受審した認証評価を機に、全ての自己点検・評価活動内容を外部に公開することも検討したが、公開を前提とすると本質的な点検・評価活動が損なわれる危惧があるため経過的なシートはホームページでは公開せず、図書館において冊子（「神奈川大学の現状と課題」《資料X-7》）を開架することとした。

教育研究上の目的、教育目標、3つのポリシーのような学修・生活・進路支援などの教育活動に加え、環境整備や研究などを含む大学の諸活動における方針を全学または各組織で2010～2013年にかけて策定しており、その方針のもと、全学または各組織の中期目標・行動計画の3ヵ年計画を設定することでPDCAサイクルの定着に努めている。これらの基本方針と中期目標については、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（平成22年文部科学省令第15号）に基づき、本学の教育研究活動等に関わる情報を公表している「本学の情報」サイト《資料X-6 No.1～2》で広く学外に公表している。また、誌面の関係から全学及び各組織の方針のみをまとめた『神奈川大学の基本方針』《資料X-8》は、非常勤講師を含む全教職員及び全国約5,200の高等学校に配付している。

#### 認証評価の公表

大学及び法科大学院認証評価に係る提出資料や評価結果を「点検・評価」サイトにて公表している。また「神奈川大学の現状と課題」（冊子及びCD）には、認証評価で使用した自己点検・評価報告書やデータをはじめ、本学の自己点検・評価活動において各組織の進捗報告や活動内容を記述した「進捗状況報告シート」、自己点検・評価全学委員会が主催した各年度の講演会資料等もまとめて掲載しており、図書館で開架している。

学内の構成員に対しては、教職員対象の「学園ニュースかながわ」《資料X-9》や学生対象の学内広報誌「JINDAI Style」《資料X-10》を通じて結果を公表している。

### 3. 情報公開の内容・方法、情報公開請求への対応

2009年度認証評価において、「貴大学のさまざまな情報に関する公開請求に対応できる制度が整備されていないため、改善が求められる」との助言を受けたことを踏まえ2013年2月に「学校法人神奈川大学情報公開規程」《資料X-11》を制定した。同規程第1条に

基づき、「学校法人神奈川大学が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、本法人の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営及び教育研究の質向上に資することを目的」とし、本学の教育研究活動等に関わる情報や財務関係書類等を「本学の情報」サイトにて公開している。

在学生等の個人情報に関しては「学校法人神奈川大学個人情報の取扱いに関する規程」《資料X-12》によって外部への公開を制限している。また、大学ホームページのトップページから「個人情報保護方針」《資料X-6 No.55》を閲覧できるようにしていることや、構成員に対しては「個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する手引き」《資料X-13》を教員用、附属学校教員用、事務局用と分けて作成し、個人情報の開示等の請求に係る事務フローや注意事項を掲載し、共有認識を持って対応できるよう配慮している。